### 平 重 一盛と朝 廷 礼

### はじめに

するようになった平家 昇進に関する記述は に正三位に叙され、 平 出仕や勤仕が求められる立場となった。 ・清盛は、 平治 0) 同年八月には参議に昇進した 乱における戦功によって、 『公卿補任』 一門は、 貴族社会の構成員として必然的に朝廷儀礼 に依拠)。 清盛を皮切りに現任公卿を輩出 永暦元年 (以下特に断らない限り、 (一一六〇) 六月

盛は、 向を押さえることは不可欠な作業といえよう。 で平家の家督として活躍したのは重盛であった。 家政権の成立時まで、 に摂津国 向である。 その中で本稿が注目するのは、 治承三年七月病死 [福原へと移り、 髙橋昌明氏が指摘するように、 ほぼ福原で居住した。一方で清盛の福原移住後、 その後は治承三年(一一七九) の平家の政治的位置を理解するには、 清盛の嫡子・ 清盛は仁安四年 重盛の貴族社会における動 従って、 政変にともなう平 一一七〇年代 (一一六九) 重盛の (重 春 京 動

て立 平正 達点となっている。 精緻に跡づけて明らかにした® 較して僅少にとどまることから、 なう儀礼・ ちはだかったと論じた。 盛・忠盛については髙橋氏が網羅的な検証を行い、 行事などとの関わりについて松薗斉氏の成果があり、 貴族社会における平家の動向は、 氏は、 平家公卿が上卿を勤仕した回数が他公卿家と比 こうした評価は、 また、 彼らの器量不足を指摘し、 清盛以後については、 平家 清盛以 門 が 前の段階、 彼らの成長過程を 公卿議定へと出 儀礼が壁とし 公卿化にとも それが到 すなわち

> ものと考える 仕することがほとんど無かったことを明らかにした元木泰雄氏や下 指摘とも合致しておりぐ 平家公卿の性格の一 面を的確にあらわし 郡 剛 氏

前

田

英

之

当然といえよう。 に値すると考える® その意義を明らかにすることを課題とする。 儀礼との関わりについて、特に重盛がそれを執行した事実に焦点を当てて は、 を勤仕した事実は、 の先行研究の成果を踏まえれば、 た平家が、その他の公卿家と比べて上卿の勤仕回数が少なかったことは、 役割を担い、 但 十二世紀後半期に平家が公卿化を果たしたことで必然的に生じた朝廷 し松薗氏も指摘するように、 重要儀礼において上卿を勤めたケースが確認できる点は さらに、政務能力にも問題を抱えていたとする松薗氏 もう少し注目されても良いように思う。 そもそも、それまで公卿家としての先例を持たな そうした条件下にありながら重盛が 重盛が平家 門の中で儀礼勤 そこで本稿 仕 0) 中 上卿 注 心 的

めたい。 には、 下で動いていたと見て分析する視角が有効だと考える。  $\mathcal{O}$ ついては、 承三年政変にともない平家政権が成立しぐ して貴族社会に存続・展開する可能性を持っていた点に留意して検討を進 家として確立させ、 その際、 平家は壇 治承三年七月に重盛が亡くなった直後、 重盛が中心であった一一七〇年代の平家は、 政権成立や滅亡といった結果にとらわれず、 の浦合戦で滅んでしまう。 さらには次世代以降 だが、 また元暦二年 へと存続させようとする構想 それ以 同年十一 以後も公 清盛の任大臣につ 重盛が平家を公卿 前 (一 八五) 月のいわゆる治 0 重 一盛の段階に 卿の家と 三月

うした視角からの分析が十分にはなされてこなかったことを示すものとい三月に重盛が内大臣に昇進した意義に触れた研究がほとんどないのは、こいては膨大な先行研究の蓄積があるのと比較して、安元三年(一一七七)

えよう。

ことを可能とするものと考える。 期の立荘推進勢力®として振る舞い得た要因について、より正確に捕捉する摘していた西谷正浩氏・川端新氏らの研究成果を踏まえれば®、平家が当該摘じていた西谷正浩氏・川端新氏らの研究成果を踏まえれば®、平家が当該なお、主に一一七〇年代の貴族社会内での平家の位置づけを扱う本稿の

考察を始めてい 的に平氏 期に儀礼との関わりが顕在化した背景について、 た課題との関係から 右のような視角から作業を行う前提として、 を代表する立場」 重盛の課題を具体化していくことにしたい。 確認しておく必要があるだろう。 に立ったと元木氏が論じた仁安二年 まずは重盛が家督だっ 当時の重盛が直面してい そこで、 重盛が の時点から た時 公公

## 第一章 平重盛の昇進と課題

二月十一日 れる。 ことである。 年十二月には清盛と交代で憲仁親王 入りを果たした。 平 重 こうした昇進過程の中で特に注目されるのが、 虚は、 元木泰雄氏は、 清盛が太政大臣に任官したのと同日に権大納言に補任された 長寛三年 翌永万二年 (一一六五) この権大納言への任官に注目して、 (一一六六) 五月に参 (のち高倉天皇) 七月には権中納言に、さらに同 議 へ昇進 仁安二年 の東宮大夫『に任じら Ļ 現任公卿 (一一六七) 重盛が 0 仲 間

的に平氏を代表する立場」に立ったと主張した。

旨」 されている。。 誉職と化し、 力の移行が図られていたことがうかがえるのである。 継承することを認めたものと評価されている空 ける清盛の後継者としての ったのと同時に重盛が権大納言へ昇進した一連の人事では、 太政大臣を辞した際には、 『兵範記』に明記されている。 なお、 これと同日に清盛が昇進した太政大臣の性格については は、 この直後の同年五月十日に重盛に対して発給された 平 - 治の乱以後、 在任期間が短期化していたことが橋本義彦氏により 従って、 清盛の現任引退が目前に迫ったことが浮き 清盛が実質的に有してきた国家的 重盛が平家の 重盛の立場が確認されたと見て相 仁安二年の前半期には、 「家督」として振る舞ったことが また、 五月十 清盛から な軍 違な 七日に 貴族社会にお 当 海 事 該 警察権 かろう。 重盛 賊 膨 明 期 心りとな には 追 5 二、権 かに 討

ても、清盛の昇進を継承できたのだろうか。では、清盛の跡を継いだ重盛は、貴族社会における昇進という点につい

とする理解であるい づ 職 太政大臣への任官まで見据えた、 による強引な引き立てとの見方や、 進するのである。 内大臣に任じられ、 L の指摘など、近年でも多くの先行研究により分析が加えられている。 けにあった太政 化 た議論の中で本稿が重視したい 既に触れたように、 į 任期も短期化していた。 大臣への昇進を可能とした要因については、 大臣 さらにその約三ヶ月後の翌年二月には太政大臣 既に橋本氏が指摘した通り、 清盛は大臣の壁を突破している。 へと転じることになる清盛の のは、 従って、 すなわち引退を前提とした人事で 清盛が皇胤ゆえに特別待遇を受け 清 わずか三ヶ月後にそうした位 盛の内大臣昇進が、 当該期の太政大臣 内 大臣昇進 仁安元年 その 後白 + あ 直 は 河 月に った 名誉 |後の 上皇

世 けるもの ている。 後 0 現 盛は 任引退まで視野に入れた特別措置だったと見られるのである。 太政大臣就任 (16) 京都の政界と距離を置くのである。 引退 翌年二月に大病を患い出家すると、 を 当 前 面 提に大臣の から約三ヶ月後の仁安二年五月十七日、 0 間 は在宅諮問 壁を突破したということになる。 の対象となるなど国政への 仁安四年春 には それを辞退し 福原に 実際、 関与を続 0 「遁 清 ま

るには(い 重盛の 年七月に死去)、二年以上に及び内大臣として現任を続けている。 で重盛の場合は、 できたのは、 進を継承することは容易ではなかったように思われる。 と見られるのである。 臣就任が短期間 合とは決定的に意味合いが異なる。 (一一七七) 三月に内大臣に任ぜられるが こうした清盛の大臣昇進 任大臣は引退を前提とする昇進ではない。 平家を大臣家に相応しい公卿の家として確立させる必要があっ 現任引退を前 にとどまるもので、 治承三年 提とする特別な人事だったからであった。 への経緯を念頭に置けば、 (一一七九) 三月に病のため辞退するまで 繰り返しになるが、 実質的に先例がない中で大臣 (後述)、この任大臣は清盛 そのため、 重盛が 重盛は、 清盛が大臣に昇進 父・清盛の大 · 父の すなわち、 安元三年 異例 へ昇進す の場  $\mathcal{O}$ (同 た 方 昇

進過程を追う中で、 点について、 もう少し具体化しておくことにしたい 重 |盛が平家を代表する立場となった仁安二年以後 の昇

末には 時的 安 び権大納言に復帰すると、 元三年三月に内大臣に昇進 に権大納言を辞した。 盛が 再びそれを辞している。 福 原 遁 世 する直前の仁安三年十二月、 嘉応一 承安四年七月には右近衛大将を兼任、 Ļ 但し、 年 病 が (一一七〇) 悪化 翌承安元年 ける治 兀 承三年三月まで現任を続 月に復職するも、 重盛は 七一)十二月に再 病 0) さらには ため 同 É 年

けてい

わ

このうち、 け重要だったと考えるのは、 平家を大臣家に相 以下の二点である。 応しい 公卿の家として確立させる上

ら理解できると考える。 同月十四日に控えた徳子 倉天皇 点目は、 (後白河息) 承安元年十二月八日の権大納言への復任である。 0) (清盛女。 入内にともなう外戚関係の 入内にあたり重盛の猶子となった。) 構築との 兼ね合 事 は、  $\mathcal{O}$ か

高

華家は、 は重盛と行ったとみられった。 氏が 原氏 た点を確認しておきたい。 当時平家を代表する立場に 立させるため尽力したのは、 後白河上皇が入内について清盛と福原で相談した後、 但し、この点に関して注意しておきたいのは、 大納言に復帰していた点である。 ようとしたと評しているようにい に次ぐ家格である「清華」を形成したことから、 橋本義彦氏は、 「清盛は、 (徳大寺家・三条家) 外戚化を梃子に整備されたと論じた® 王家との婚姻関係を背景に平氏の家格を向上・ 白河・鳥羽・ や堀河天皇の外戚となっ あ 実際に右の通り重盛は入内の日程に合わ 福原で ŋ · 崇徳 • ここから、 家格の確立が企図されていたと見られる 現 任公卿として活動 「遁世」 後白河天皇の外戚となっ していた清盛と 外戚関係の構築後、 髙橋昌明氏が論じたように 従って平家の場合も、 大臣昇進を極官とする清 た村上 最終的な打ち合 源 た重盛 氏 いうより た閑院 安定させ」 家格 せて 摂 関 を確 わ 元 流

(23) 昇 も見逃せない。 進を自らの家の世襲的な職 従 一点目として、 既に白根靖大氏も論じているように、 玉井力氏 承安四年七月に、 は、 歴に取り込んだ家を清華家だと指摘して 近衛大将 重 虚が へ の 任官や三 右大将を兼ねるように 平家 位 門で初め 将 中 なっ 7 0 言 た点 近 11 0

れる(24) 0) 任官には 清華の家格に手をかけたとの意義があったものと見

ある。 要があったい 確立させ、 (D) 問題にとどまらず、 「手をかけた」 さらにはその定着を図ることが求められていたと見られるので 従って重盛の場合も、 清華の家格を確立させるには、 それが半自動的に子孫に継承されるよう動 右大将任官という契機を逃さず家格を 個 人の極官や昇進 く必

らせることなく定着させ、次世代以降に継承させることが求められていた。 するケースが確認できるようになる。 るもの に大きな成果であった。 将任官により、 臣家に相応しい 足を歎きながらも、 たことを論じてきた。 所 以上本章では、 . う視点か 補来 る関わり方に分析を加える。 て検証していくことにしたい。 一盛の右大将任官にあたって、 である。 右大将への任官後は、 5 今重盛卿、 重盛には、 大臣昇進を可能とする清華の家格に手をかけたことは確か 公卿の家として確立させるという課題を抱えるようになっ 重盛が清盛の異例といえる昇進を継承する際、 その中にあって重盛は適任であるとの感想を記してい |盛が平家の代表となって以 その点で、 だが、これらはあくまで「手をかけた」にとどま 於 それらを政治的要因による一 当時 九条兼実は ①承安元年の外戚化、 重盛が重要儀礼において上卿などを勤仕 -七 可 まずは次章にて、 そこで以下では、 謂 |当仁| 」と、貴族社会の人材不 「将軍者顕要也、 後、 顕在化する儀 朝廷儀礼の用途面に 時的な昇進に終わ ②承安四年の右大 家格の確立 古来撰 平家を大 礼関与に 其人 定着

### 第一 平重盛と公事 甪

十島祭などで多大な負担を行ったことが指摘されている® 知られる蓮華王院の造営党などが、 許可された得長寿院の造営の 契機となった正盛による六条院への伊賀国鞆田荘の寄進で、 の関与もそうした側面から捉えられてきた。 研究では、 上げられてきた。 平家による用 用途の大口負担者という側面に注目が集まり、 途の調達は様々な場面で確認ができ、 儀礼用途についても、 清盛による後白河上皇 平家の成長を論ずる際にトピック的 五節舞姫や二条・ <u>へ</u>の 白河上皇と結 経済的 このように 忠盛が内昇殿 高倉天皇 事用 奉仕として び 従 うく  $\mathcal{O}$ に 八 取

 $\mathcal{O}$ 

解に導かれながら、 での用途の諸国所課を、 っていたことを論じた。  $\mathcal{O}$ し掘り下げて検討したい。 ち安徳天皇) ところが近年、 の御産儀礼において、 遠藤基郎氏は、言仁親王 重盛が用 重盛が行ったというのである。 それまで上皇・摂関家のみに限定された御 、途調達において果たした役割についてもう少 重盛が諸国所課を賦 (高倉天皇・ 中宮徳子 この注目すべき見 課する主体とな  $\mathcal{O}$ 産 皇 子、

3 (32) 行われ、 三夜・ 仕者は 家」、 例」とされていた。 夜は上西門院が、 言仁親王は、 九夜は「親昵后宮并公卿等」が主催者となり、用途を調達するのが 当時の 五夜・七夜・九夜には、 「今夜着座公卿八人、 三夜は中宮徳子、 産養は、 治承二年 それぞれ沙汰することと定められた。 言仁親王の場合は、 三夜は (一一七八) 五. 夜は平重盛 是承暦例也」 「本宮」 産所において祝宴を催す産養の (母后)、 十一月十二日に誕生した。 御産に先立つ八月二日に御 (徳子養父)、 であり、 五夜は 用 七 途の負担者を記 「后父」、 この御 夜は高倉天皇 産定 儀が 七 夜は 御 は 産 行 産 定 わ 後 出 九 が

### 【表 1 】言仁親王御産産養 三夜·五夜所課一覧

### 三夜定文 中宮徳子

所課	内容	負担者	中宮職
御前物	榎木大盤6脚、銀笥1口、他	中山忠親	権大夫
児御衣	御衣1合、御襁褓1合	平時忠	大夫
"	御衣1合、御襁褓1合	平維盛	権亮
饗	上達部20前	平重衡	亮
"	殿上人30前	平基親	大進
"	侍所30前	藤原宗頼	大進
"	女房衝重30前	藤原尹範	少進
"	女房衝重30前	源兼資	進
"	庁20前	惟宗季高	大属
屯食	盛屯食10具	_	_
]]	荒屯食10具	_	_

作者:平重衡(中宮亮)

### 五夜定文 平重盛

所課	内容	負担者	受領	国主	備考
(御前物)	(未詳)	_	_	_	定文欠落部分
(威儀御膳)	(未詳)	_	_	_	"
児御衣	御衣2重、御襁褓6重	_	_	_	
饗	上達部20前	平通盛	越前	平重盛	
"	殿上人30前	平通盛	越前	平重盛	
"	侍所30前	平師盛	若狭	平経盛	
"	諸大夫30前	_	_	_	
"	女房衝重60前	平経正	丹後	平重盛	
"	女房衝重60前	平忠房	能登	平教盛	
"	庁20前	平為盛	紀伊	平頼盛	
"	雑饗30前	_	_	_	
屯食	盛屯食15具	_	_	_	
"	荒屯食15具	_	_	_	
高坏物	12本	中原盛業	壱岐	(不明)	盛業=家司
禄	織物褂・袴3具、綾褂・袴 6具、他	_	_	_	

作者:藤原敦綱(重盛家家司ヵ)

- 註・『山槐記』(『御産部類記』所収)治承2年8月2日条より作成。
  - ・定文の作者は、『兵範記』(『御産部類記』所収)治承2年8月2日条。

御産を先例として、それに倣 承 <sup>小</sup>暦三年  $\bigcirc$ 0 7 Ť この 国 所 課 時 に作 を行ったと指 摘したのであ

る。

定文も

承

を例文として作

成されたように、

九

七月の

善仁親王 曆定文案」

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

ち堀河

天皇)

0)

催された。

者となり、

饗膳

通 盛以

下に所課

した。

また中宮徳子分三夜産養に

ても

親

祝 昵 受 領 」 を越

 $\sim$ 守

所課するよう指

示を出している」として、

重盛が

た

分

0

負

遠藤氏は、

0

夜 前

五.

夜  $\mathcal{O}$ 用

途

調

達に分析を加え、

平

重盛が五夜担当

ず 従 11 ては、 いって、 れも中 ||者を 重盛が 覧にし 宮 遠 藤氏 職関 ·成された定文に基づい 諸 したのが  $\mathcal{O}$ 係者によって請け負わ 指摘 国 所課したわけではなく、 通りであれば、 【表1】である。 て、 'n 重 三 これによると、 盛 7 が諸国 夜 いたことが 中宮職により用意され 分 所課を行 五. 夜 わ 分 三夜分 か 0 る。 献 0 上 0  $\hat{O}$ 物 とそ は 夜 所 て 分に 課 五. 11 た。 は 夜  $\mathcal{O}$ 

や負担 りに らかといえる 指 玉 経正・能登守平忠房 れ ということになる。 たことは、【表1】より確認できる。 たち

『に割り当てられることになったという。 と提案し、 宗し 所 (課する形で調達された可能性もある。 儀御前 復元できる。 た諸 半の .者の名前が記されず未詳の所課については、 「親昵受領等」 などの項目について記されていたと想定される習 玉 部 所 課 が欠落しているもの この  $\mathcal{O}$ 五夜定文は、 対象には、 ・紀伊守平為盛・壱岐守中原盛業ら一門・家司の受領 所課に際して重盛は すなわち越前守平 多くの平家知行国が含まれていたことは明 山 0 恐らく、 [槐記] 所課状況 「親昵受領等欲 とはいえいずれにせよ、 通盛・ (『御産部類記』 彼らが実際に定文に加 定文の欠落部分には、 はおおよそ 若狭守平師盛・丹後守平 「承暦例」 入,,定文,、如 所収) この欠落部分 に基づいて諸 【表1】 に引用さ 重盛が 御前物 えられ  $\mathcal{O}$ 何 通

たの 可 '能だった五夜分の用 には、 は何故だろうか 「承暦 例 に則して準備が進 途 の多くが、 平家知行 ~めら. れ 玉 従 へ の 来通り諸国 所課によって調達され 所課することも

達を実 その 玉 前 者 良通が使 められ、 駈の 以 所課できるはず 用 可 下でも触れる通 (質的に差配していた良通の父・ 途 御 人数が集まらなくなることを危惧してい それらは必然的に恒例儀礼・行事と重複することとなる。 は受領にも諸国所課されることになったい。 を勤めることになった春日祭使の雑事定は、 産 前 の直 駈 前 之者定指 の用途についても、 b, 户 末に派遣された春日祭使との重複があった。 言仁親王 合夜々役 御 歟 産に関係する ・兼実は 依 ٤ (36) 指 合御 産養の 「御産七日内、 た。 儀 産 また、 礼 ところが、 日程と重なった場合、 十月十六日に催され、 は、 諸 国不可 この 本来であれば 若春 後 この用途調 日使 も順 有 その一 相当 九 次進 条

> て所課できなかった場合は、 るなど、 私致 対応に苦慮している様子が窺える。 用 意 之由、 申 院 九条家で自 了 -E<sup>(37)</sup> 御 弁 産関係 するとの 儀 意向 礼  $\mathcal{O}$ を後白河 用 途 課 と競 申 合し 告

いたと見られるのである。 し、用途の賦課が競合する状況下において、それに配慮した所課を行ってし、用途の賦課が競合する状況下において、それに配慮した所課を行って故に、重盛は五夜分の諸国所課の多くを「親昵受領等欲、入,定文,」と提案

このように、

御産関係儀礼は他の

恒例

儀

礼と

財

源を共有

してい

た。

それ

儀 らに深めていくことにしたい 臨時 礼である五十日儀・ 公事 で の 用 途調達と重盛の関与につ 百日 儀 に検 討を加えることで、 V て、 引き続き言仁 右の主張に . 親 王 御 0 産 てさ 関 係

を踏まえれげ い う (39) 沙汰していた点、 ほ 印 八  $\mathcal{O}$ ることは が 十五日に、 沙汰することとなった。というのも、 翌治承三年正月六日に行わ た百日 とんどが が平家知行国を指す)、 ケ国のうち、 内訳を示したのが 五十日儀を沙汰するのは「古今未」有」、 そのため、 .儀の用途が全て東宮職関係者で調達されていた点 難しかったものと見られ、 所課 早くも言仁親王の立太子が行われていたからであった® ば、 平家知行国は七ヶ国に及んでおり 0 用途調達の 二月二十二日に催され五十 対象となっていた。 急遽所課を行っても、 【表2】である。 当時九ヶ国程度だったと見られる平家知行国宝の 難航が予想された五十日儀につ れ た誕 諸国所課による調達が図ら 生 加えて、 これによると、 御産からわずか一ヶ月余り 五. +東宮職関係者だけで用途を調 無 ・日を祝う五 日儀と比べて |先例||」との事態であっ 重盛が (【表2】 所課 主上御 十月 いては、 、日程に 儀 (【表3】 が確認できる十 国 は、 れ 余 No. 0 東 参照) 十二月 重盛 欄 東宮 裕 19 宮 たと のあ 所課 達す を 職 が

【表2】言仁親王五十日儀 諸国所課一覧

No.	所課内容	国名	守	国主
1	内殿上椀飯(飯20杯・菜20杯・菓子2外居)	信濃 ※1	藤原実教	(未詳)
2	内台飯所椀飯(飯20杯・菜20杯・菓子2外居)	*播磨	平行盛	平宗盛
3	中宮女房衝重 (30前)	*越前	平通盛	平重盛 ※2
4	中宮女房衝重(30前)	*紀伊	平為盛	平頼盛
5	中宮侍所饗(20前)	越後 ※3	藤原雅隆	藤原光隆
6	中宮庁饗(20前)	和泉	平信兼	(未詳)
7	東宮殿上饗(20前)	備前 ※4	藤原時房	藤原邦綱
8	東宮女房衝重(20前)	*丹後	平経正	平重盛
9	東宮蔵人所饗(20前)	常陸	高階経仲	高階泰経
10	東宮庁饗(20前)	*駿河	平維時	平宗盛
11	啓陣 (20前)	石見	藤原能頼	藤原光雅
12	粉物長櫃(10合)	丹波	藤原行雅	花山院兼雅
13	粉物長櫃(10合)	因幡	藤原隆清	藤原隆季
14	粉物長櫃(10合)	*若狭	平師盛	平経盛
15	粉物長櫃(10合)	甲斐	藤原為明	(未詳)
16	粉物長櫃(10合)	美作	藤原基輔	九条兼実
17	籠物 (50棒)	土佐	平宗実	藤原経宗
18	公卿衝重	*尾張	平知度	中宮徳子
19	主上御膳	内大臣马	<b>P</b> 重盛沙汰	
20	地下衝重	内蔵寮		

- ・※1 当初、遠江守藤原盛実(国主俊盛)が調進予定も変更。
- 『山槐記』の国主=教盛との記載は誤り。重盛に訂正。 · × 2
- · 🔆 3
- 註・典拠は、全て『山槐記』治承3年正月6日条。
  - 『山槐記』の越中との記載は誤り。越後に訂正。 ・※4 尾張守平知度(中宮徳子分国)が調進予定も変更。

用途 を差 配 する役割 を 担 0 たと判 断 けるの が ~妥当 で あろう。 重 盛 は 他 0 儀

礼との 産関係儀 兼ね合 礼を 執行、 いや調達状況を判断 していたの である。 て、 用途を差配 してい まさに、 御

公家沙

)汰諸

国

所課

は

貴族社会内での贈与

慣行を原型に

摂関期にあら

院政

以期に体

制化したも

のであることを明ら

かにした。

それ故

に、

原 承

を代表するようになって初め

て確認できるものである。

さらに、

こうし

遠藤氏

は

<u>\( \frac{1}{2} \)</u>

后

御

産などに見られる摂関

上

皇・

皇族を主

体とする

非 ゎ

道長 れ

頼

通 以来

0)

後見としての

先例を持

0

摂関家や、

摂関家の先例

を

継 藤

用

途

調達面にとどまらず、

重

盛が儀礼

行

事

Ò

上卿などとしてその進

行

【表3】言仁親王百日儀 所課一覧

		ᅮ	
No.	所課内容	担当者	役職
1	上御前物	藤原経宗	東宮傅
2	中宮御前物(懸盤6脚)	平重盛	_
3	宮御前物(御台6本)	平重衡	春宮亮
4	折櫃物(50合)	花山院兼雅	春宮大夫
5	折櫃物 (51合)	平知盛	春宮権大夫
6	饗(上達部・殿上人)	藤原光長	春宮大進
7	饗 (中宮侍所)	高階経仲	春宮権大進
8	饗 (中宮女房衝重)	平時兼	春宮少進
9	饗 (中宮庁)	中原成挙	春宮大属
10	饗 (宮女房衝重)	_	東宮庁
11	饗 (帯刀陣)	安倍資成	春宮少属
12	饗(蔵人所)	_	宮別納所
13	饗 (東宮庁)	安倍資元	春宮権少属
14	椀飯 (内殿)	平重衡	春宮亮
15	椀飯 (内女房)	平維盛	春宮権亮
16	屯食(盛屯食20具・荒屯食20具)	藤原光長	春宮大進・行事
17	禄(白大掛・疋絹・布)	平重衡	春宮亮・行事
		高階経仲	春宮権大進
	計 曲冊は 本て『山塘和』 込ま	<b>まった</b> プロのロタ	

註 典拠は、全て『山槐記』治承3年正月22日条。

と同様に振る舞 にこそ求められるべきであろう。 まってい こと自体は、 した白河 本章で検討してきた用途調達面 た先例を持 た平家が用 Ŀ 皇以 たな 遠 後の い得た点というより 藤 氏 院 途を差配 0 見 重 虚が 解に 力はその主体たりえたる。 賛 諸 Ļ 同 玉 儀礼を執行する立 する。 |所課を差配した本 で は、 儀 礼 それまで を ただその 執 行 けるケ 用途 だが、 画 一場としてあら 期 事 0 性 例 ス 大 は、 0 は、 П 画 家 負 上 期  $\mathcal{O}$ 重 担 性 場 皇 を認 一合は わ 盛 者 に 摂 が れ た点 لح そう 平 関  $\emptyset$ る 家

も検討を加え、 つかさどる立場から執行するケースもあった。 前 章で指摘した重盛が抱えた課題との関係から評価するこ 次章では、 この点について

# 平重盛による儀礼執行

が指摘されている。 そのような条件下にあっても、 卿の家としての先例 かにしていくことを試みる。 家と比較して上卿を勤仕した回数が決して多いとは言えない。これは、 清盛以後、 初めて公卿化を果たした平家は、 本章では、 が無い以上当然と言えるが、 そうしたケースを検証し、 重盛は勤仕する事例が比較的多かったこと 松薗氏が論じた通り他公卿 先にも言及したように、 その意義を明ら 公

### $\widehat{\mathbb{1}}$ 承安四年(一一七四) 相撲節会

として執行した。 る最後の相撲節会 、安四年七月八日に右大将に任じられた直後、 (七月二十七日召合、 二十八日抜出) 重盛は記録上で確認でき を右近衛府の長官

勤仕させ 権構造を演出する政治的デモンストレーションだった点、 上皇・堀河天皇期に採用された形式を踏襲して後白河上皇・高倉天皇の 倉天皇が後白河院御所に行幸して一緒に相撲を観覧しており、 相撲節会について分析した大日方克己氏 右大将に任官した直後であった重盛は、 王権構造内に平家を位置づける意義があった点、 は、 近衛府の長官として、 ① 召合・ ②それを重盛に を指摘した。 抜出 かつて白河 の後、 V 高 王

 $\mathcal{O}$ 

かにして相撲節会を執行したのだろうか

ことが許されよう物 場合も同様に、 を尋ねるなど準備にあたっていた様子が確認できる。 為,左年預 ており、 まず、 左近衛府の例ではあるが、 重盛の任官以前に年預を中心に差配されていたものと見られるい。 相撲人の選定など近衛府自体の準備は、 世、 年預や近衛府官人らによって準備が調えられたと推測する 去八日本府定了云々」と、 「中将定能朝臣来、 年預藤原定能が九条兼実に意見 遅くとも三月には 問 従って、 相撲之間事、 右近 衛府 件人

記した以下の記述である。 宗を師範として学んでいた。 いては、 方で、 松薗氏ら多くの先行研究が指摘するようにい 当日の節会の場において必要とされた右大将としての そのことを示すのが、 九条兼実が 重盛は左大臣藤原 玉 に に 0

長が 右の 違っていた点について、 記述を残した理 亍 作法®を支持し、 通り、 を生じさせた要因だとする会話の内容を記している。 仍有 左府者、 相撲之間、 亍 今日源中納言雅頼来、 殿立 存 自 = 軒 廊 金言 兼実は 年齢相積之故、 東階南辺、 之間、 右将軍作法違例事、 由の一つに、 ったことがあったと見られる。 以 右大将重盛の作法は 有 左府訓 就 九条兼実は壇上に立った摂関家出身の左大将師 立,辰巳角壇上,」ったのに対して、 如 数刻談 中大将作法伝 頗雖 内裏で行われた召合において、 此事、 存 練 雑事 |金言| 」じたことが、 依 二公事、 非 人々告 依 無 也、 於誰人,哉、 不」受二口伝 疑殆 保安三年例 多是除目事 伝 之由、 左右の大将の立ち位置 聞之 云 重盛の作法に 自歎息云々、 也 不」学二大事 兼実がこうした 一々、 可 立 右大将重 左大将藤 納 以一左府 言語 軒廊 盛 原 違 長 が

な立場をとっていた。 电 大将であった源有仁が勤仕した際の先例に依拠したものであり、 依 左簾 花園左大臣例 大臣教訓」と、 之由、 経宗の 殊被 教訓」 執云々、 により、 此条似 保安三年 |守株 | 敷」として、 (一一二三) に右 それは 批判的 可可

重盛は、 重盛の された 徳大寺家・西園寺家)には、 仁の説だった点である。 ここで重視すべきは、 師 「花園説」を継承していた♡ この 範であった経宗の大炊御門家も、 「花園説」 の作法を学び、 重盛が勤仕した作法が、「花園説」 清華の家格を有した閑院流藤原氏の家 源有仁編の儀式書が伝来し、 また、 節会の場に臨んでい 「花園説」の第一人者であり歌 清華の家格に位置づけられる。 彼らはそこに記 と称される源有 (三条家・

ている。(55) 偏伺 異なる 日作法不 氏や小川 宗が上卿 その一 花薗左府次第日記等 「花園説」それ自体に批判的な立場をとっていたことが、 一方で、 審事 を勤仕した官奏を見物した際にも、 剛生氏によって指摘されている。 等」と五ヶ条にわたって経宗の作法について批判を書き連ね 右に引用した『玉葉』 称 唯云々、 を記した兼実が、 左相府其一也」と記した上で、 実際、 兼実は 同年十二月十五 「近代人、大事公事等、 摂関家の 細谷勘資 一日に、 作法とは 今 経

門 であった三条実房に尋ねてい るのでは 批判は、「花園説」それ自体への不満が含意されていたと理解すべきであり、 従って、 《を移して行う相撲のために高倉天皇が行幸する際にも、 判 出御における右大将の立ち位置をやはり ないか。 は 兼実が 重盛が 内 相撲節会における重盛の作法に対して 「花園説」 裏における節会が終わり、 る (56) 0) 作法通りに振る舞っていたことを示してい また細谷氏は、 法住寺殿 「花園説」 「花園説 (後白河院御所) 「違例」と記した 0 は 継承に熱心 重盛は承 源有仁や経 朝

> 格を有していたことが確認できる『 Ŕ が 宗との縁故関係者を中心に継承されたことを明らかにしてい 経宗の養子となるなど縁故関係が 源有仁養子の有房に清盛女 (忠盛女とも) ?あり、 重盛が が ,嫁ぎ、 「花園説」 また重盛息の宗 る。 を継受する資 その 点で

少し検討を加えていくことにしたい。 という点に視点を据えながら、 しようとする重盛の意図を読み取ることができるのではなかろうか。 場で実演してみせたことからは、 など清華の家格に位置した他の貴族家と同様の作法を学び、 相撲節会を執行していたと見て相違なかろう。 以上より、 重盛が 「花園説」の継承を企図し、 この時期の重盛の儀礼関与について、 平家が清華の家格に到達したことを明 このように、 実際にその それ 閑 院 流 作法 を儀 に 藤 則 原氏 礼 L

## 承安五年(一一七五)元日節会內弁

2

た。これについて注目したいのは、以下の二点である。 承安五年の元日節会において、重盛は内弁として当日の進行をつかさど

0

の内弁勤仕は、 そうした慣例があったことを想起させる鬱 隆季が勤仕した際に、 されていた点である 確 して摂関家出身者かもしくは清華の家格に相当する公卿たちによって勤 立を目指す動きの延長線上で捉えられることが了解されよう。 一点目は、 十二世紀後半に催行された元日節会におけ  $\widehat{1}$ 相撲節会の検討によってうかがうことのできた家格 (【表4】 「中納言内弁頗希代事也」と批判されていることも 参照)。 仁安三年 従って、 右大将に任官した直 六八) る内 弁が 原 則

を見物していたとみられる点があげられる。節会の内弁は、儀礼の進行を二点目として、内弁勤仕に先立って、重盛が元日節会における内弁作法

_【表 4 】12世紀後半 元日節会内弁一覧						
和暦	内弁	勤仕時官職	出自	備考	典拠	
久安7	藤原頼長	左大臣	摂関家		台	
仁平2	藤原頼長	左大臣	摂関家		本	
仁平3	藤原頼長	左大臣	摂関家		本	
仁平4	藤原頼長	左大臣	摂関家		台	
久寿2	藤原頼長	左大臣	摂関家		台	
久寿3	藤原公教	大納言	閑院流 (三条)		兵	
保元2	_			節会停止(諒闇)	兵	
保元3	藤原伊通	左大臣	頼宗流		兵	
保元4	(未詳)				_	
平治2	_			節会停止(兵革)	歴	
永暦2	(未詳)				_	
応保2	(未詳)				_	
応保3	(未詳)				山	
長寛2	(未詳)				_	
長寛3	藤原経宗	右大臣	大炊御門		山	
永万2	(未詳)				_	
仁安2	源定房	権大納言	村上源氏		兵	
仁安3	藤原隆季	中納言	四条	「中納言内弁頗希代事也」	玉・兵	
仁安4	源雅通	内大臣	村上源氏		兵	
嘉応 2	源雅通	内大臣	村上源氏		玉	
嘉応3	藤原兼実	右大臣	摂関家(九条)		玉	
承安2	源雅通	内大臣	村上源氏		玉	
承安3	藤原経宗	左大臣	大炊御門		玉	
承安4	藤原兼実	右大臣	摂関家(九条)		玉	
承安5	平重盛	権大納言	平家		玉1.2	
安元2	藤原隆季	権大納言	四条		玉	
安元3	_			節会停止(諒闇)	玉	
治承 2	藤原隆季	権大納言	四条		玉	
治承 3	藤原実房	権大納言	閑院流 (三条)		玉・山	
治承 4	藤原実定	大納言	徳大寺		玉1.2	
治承 5	藤原経宗	左大臣	大炊御門		玉	
養和2	_			節会停止(諒闇)	保	
寿永2	平宗盛	内大臣	平家		玉	
寿永3	藤原実定	大納言	閑院流 (徳大寺)		玉	
元暦 2	藤原忠親	権大納言	花山院(中山)		玉	
文治2	藤原良通	権大納言	摂関家 (九条)		玉	
文治3	藤原良通	内大臣	摂関家 (九条)		玉	
文治4	藤原実家	権大納言	閑院流 (徳大寺)		玉1.3	
文治5	藤原実定	右大臣	閑院流 (徳大寺)		玉	
文治6	藤原兼房	大納言	摂関家		玉	
建久2	藤原兼雅	右大臣	花山院		玉	
建久3	藤原兼雅	右大臣	花山院		玉	
建久4				節会停止 (諒闇)	玉・百	
建久5	藤原実房	左大臣	閑院流 (三条)		玉	
建久6	藤原実宗	大納言	閑院流 (西園寺)		玉	
建久7	藤原良経	内大臣	摂関家 (九条)		玉	
建久8	藤原隆忠	大納言	摂関家(松殿)		猪	

建久10 日蝕正現せず、急遽挙行 藤原経房 権大納言 勧修寺(吉田) 註:典拠欄は、台=『台記』、本=『本朝世紀』、兵=『兵範記』、歴=『歴代編年集成』 玉=『玉葉』、山=『山槐記』、保=『保暦間記』、猪=『猪隈関白記』。

節会停止 (日蝕)

平大納言為, になると外 統轄する必要から高度な作法の習得を求められた。 見一物内弁」 。と、 が弁の公 外弁上首 卿などがその勤めを放棄して、 其外公卿四人也、 承安二年の元日節会でも、 其残五六人、 内 末松剛氏は、 弁作法を見物する姿が 併留 徘 徊東 一旦 十二世 作階辺 節会

紀 殿 の東階辺という公卿が 見物 する際の 定例 の場におい て内弁作法を見 物

建久9

勤めた中 て 承安五年の元日節会で内弁を勤仕した重盛につい 、 た 可 『能性が高い』 御門宗家は 去 元日内弁右大将無, 殊失 云々」 て、 ٤ (63) 節会当日に外 過失無く節 弁

たと見られるのである。 また、 重盛が見物し た承安二年 0 元 日 節会で内 一弁を勤 仕 L た

源

雅 通 は に見物するなどして複雑な作法を習得しようとした重盛の

る (61)

重盛は外弁上首ながら所役を勤めて

なかったと見られ

南

藤

原実綱・ 従って、

藤原頼定の

「只五人」

であっ

たことが

史料から確認でき

節会で実際に外弁として着した公卿は、

為

内弁作法を見物した公卿がいたという。

このうち、

を進行したとの評価を九条兼実に話していた。

その背景には、

右のように

努力があ

`

三条実房・

花山 . 別 の

I 院兼雅

藤原家通

前

外戚 とが 村上源 である。 執行を一 家格の向  $\mathcal{O}$ 0 徳子が入内していたからである。 ったように思わ 継承を図るという点でも、 指摘されている® 上より、 化にともない清華の家格に手をかけた直後のことということになり、 .到達したことを示す舞台となっていたといえよう® 園 氏 説 つの手段に、 上を意識しての行動だと理解すれば、 重盛の見物行為がこの時期に見られたのは、 の嫡流として には、 重盛が内弁を勤仕し れる。 雅 内弁作法の見物から半月ほど遡る承安元年十二月に、 平家を公卿の家として確立させようと動いていたの 通父・雅定ら村上源氏の影響が色濃く残っているこ 伝 従って、 故実 重盛にとっては魅力的であったと想定される。 雅通の作法を見物することは、 つまり、 之人」 た承安五年の らど評された人物であった。 重盛が内弁作法を見物したの その動機にも説明がつく。 元日節会は、 決して偶然ではなか 重盛は、 平家の家格が 「花園説 儀礼の 源 有仁 は

## (3) 安元三年(一一七七) 任大臣大饗

以下に掲げた に任官) 日に行われる予定となっていた。 安元三年三月五日、 家格の極官である大臣 は任大臣を延引するよう要請 『愚昧記』 任大臣節会が催され、 0) への昇進を果たした。 節である。 だが、 してい 重盛 た。 重盛は内 同 この節会は当初、 その経緯を記したのが 年正月二十五日、 大臣に任じら 二月十 左大将 れて清

此 今日任大臣有無不 由 若延引歟之由覚也 亥刻許召使来云、 向 際 殿 彩 示給云、 定、 早可 是左大将未, 仍相待之間 只今自,大将許 参内 入洛 関 経 発 基 房 中原 将製 有 之故也、 被 自 示遣事 参云 内裏 入夜之後適入洛 々、 示送云、 暫不 此 可 延引了 告 参内 申 云

> 申 云 大将 屯 而 左原経宗 仍 重 示 可 盛卿 前 大将任大臣争不、饗哉 駈 然歟、 以下返 之処、 云 近 自 建了、 有 衛大将任· 本不 大饗 可 延<sup>a</sup> \_ 可 2引事 大臣 有 宜之由示給之故 饗之由勿 彼ハ別儀也、 入道 時 依 争 我 不 例 儲 不 入道 大将申 哉 可 云 設 錐 
>  A
>  饗之 院 可 且. 由 申 굸

のである。 ず、 熊野 上皇の了承も取り付けて、 その日の夜になって入京した。 お指に出 向い ていた重盛は、 急遽、 任大臣が予定された当日になっても帰 任大臣節会を延引することにしたとい そして、 藤原経宗と相 談の 後 白 京 河

、引用史料中の傍線は

筆者によ

る

俄延引云々」 拘ったからだったというのである (傍線部®)。このことは、 重 節会にともない催される大饗を実施しなくて良いと指示したの に その 一盛は、 「今日任大臣延引了云々、左大将今日入洛、 理由が興味 近 一衛大将に任官した以上、 と明記されていることからも確認が取れる® 深い。 すなわち、 大饗を実施すべきだと主張してそれに 父 • 清 盛が自身 猶有 可 0 先 儲 例 同日の 同 に 様に 対 『玉葉』 任 大 大臣

験がないということが理由 現 れ 例 に大饗を催さなかったのは、 が大饗を催さないことは 示していた点である いがあっ ここで注目したいのが、 任 公卿 る (70, カコ 6 それに加えて何より、 の引退を前提としたものであった。 清盛の任大臣に関する記事を載せた (傍線部))。 可 引用史料 の一つであった。 示 然」 経 だが、 清盛が内大臣・太政大臣の任官時 一章で論じたように、 大将 『愚昧記』 重盛は大饗を催すべ 之人」(69)と、 実際、 の記主・三条実房が、 そうした特殊な性 清盛以前 近衛大将 「兵 清盛の大臣 きとの 範 にも 0) 同 |昇進 任官経 に 見 様 記 清 0  $\mathcal{O}$ 先 は

られる。 必要は であろう。 大臣である以上、 ない との 清盛の先例が 現 太政官官人との序列を確認する行事『であった大饗を催』 実 介的な 判断が 可 、然」とされたのは、 働いたものと見ら れ、 こうした事情ゆえと考え 実施は見送られたの す

ってい 七九) を課 おり、 合は、 は、 ものと言えよう。 に対して理解を示していたことも、 位置した三条実房が、 饗を催さねばならない明確な理由があったのである。 大臣任官であった。 だが、 題としていた。 自 左右の近衛大将を歴任してもおり、 これまで検討してきた通り公卿としての実績を積んでいただけでな た『大饗の実施にはどうしても拘る必要があった。 |身の昇進を次世代以降 七月に亡くなる直前に辞退するまで二年以上に及んで現任を続けて 当然ながら引退を前提とした昇進ではない。 重 虚の 任大臣 従って、 また、 如 は 清盛の場合とは明らかに事情が異なる。 |大将示 重盛は大臣に任じられて以後、 任大臣節会とセットで催されるのが通例とな へも引き継ぎ、 大将任大臣争不」饗哉」 重盛の判断の妥当性を裏づけてくれる 清華の家格の昇進コースに即した 清華の家格を定着させること 加えて先述の通り重盛 同じく清華の家格に 重盛の場合は、 と 治承三年 重盛の姿勢 重 盛 の場 大

考える。

をくみ取ることが了解されようい 五. 言 五日には 1· 外記 られた結果、 こうした事情ゆえに大饗を実施することに拘りを見せた重盛の主張が認 た重盛 任大臣節会とともに大饗も 史らを招待して、 の動きからは、 二月二十九日に当初は省略されていた兼宣旨が下り『 従来通りに実施されたい。 平家を清華の家格に定着させようとする意図 「饗所儀如 例 任大臣大饗の催行に 公卿· 弁官 三月 少 納

> 1  $\mathcal{O}$

用途差配者という立場の変化も、 ていたと結論づけてよかろう。 家 ことを可視化することに意識が向けられており、 試みてきた。 着目して検討を加え、 以上本章では、 (特に大臣家) として貴族社会に定着させ、 その結果、  $\widehat{1}$ それらを重盛が執行した意義を明ら 相撲節会、 これらの執行に際しては、 前節で論じた用途調達 このような流れで理解するのが妥当だと  $\widehat{2}$ 元日節会内弁、 後世に残すことが企図され それにより平家を 清華の家格に到 面 3 での かにすることを 大口 任大臣 負担 公 達 大饗に した 0

興味深い 根靖大氏が指摘するところである® 識 ても辞表を提出した際で 家一門嫡流の昇進コースが清華家のそれに改められつつあったことは、 たように、 それへと変化しているのである。 重盛以後の平家一門 人頭と昇進 実際、 が生まれはじめていたことが窺えるからである。 た平宗盛が内大臣に任ぜられるとの噂が貴族社会内で流れていることも 直後から当時 谷事件」 重盛のこうした努力が積極的に作用してい 重盛が嫡子として取り立てた維盛は、 の結果、 重 盛の努力が前提となり、 公達層のコースに乗って昇進していた『 権中納言・ 重盛は直後に左大将を辞職し翌年二 (主に嫡流) この辞表が承認されることはなかったもの 右大将で平家 が、 一つ例をあげると、 また、 平 諸大夫層の昇進 家を大臣家 門の中で重盛に次ぐ官位を得て 安元三年五月末の 右権少 た徴 (清華家) 高橋 コー 一月に内大臣につ これ以外にも .将→右権中 証 秀樹氏 ス b から公達層 いわゆる 確認できる。 と見なす認 が 将 指 摘 鹿 そ 亚 白 蔵

ケ

寿 なう平家公卿の 永内乱の 確 かに、 勃発といった政治的変動に大きく左右され、 治承三年七月の 解 官やその後の滅亡に 重盛の死や、 より、 平家政権の成 平 -家は公卿の また都落ちにとも さらに 家として家格 は 治 承

るのである。しており、公卿の家として展開する可能性を十分に持っていたと評価できしており、公卿の家として展開する可能性を十分に持っていたと評価できた時期には、清華の家格の家として確立させるという課題をある程度達成定着させるには至らなかった。だが、少なくとも重盛が平家の代表であっ

### おわりに

その要点をまとめておきたい。執行を分析することで、その意義を明らかにしようと試みてきた。まずは、執行を分析することで、その意義を明らかにしようと試みてきた。まずは、本稿では、平重盛が抱えた課題を踏まえながら、重盛による朝廷儀礼の

①仁安二年に清盛が太政大臣に昇進し、 だが、 る は、 により もない、 るようになる。 させる必要があった。 承するには、 以 清華の家格に手をかけた重盛は、 現任引退を前提に異例な形で大臣の壁を突破した清盛の昇進を継 上のような重盛が抱えてい 重盛は権大納言に任じられ平家を代表する立場に据えられた。 平家の家を大臣任官を極官とする 重盛が平家を代表した時期に顕在化する儀礼との関わり 承安元年の外戚関係の構築、 た課題との 現任からの引退が 以後その実現を目指して努力す 関係から評価する必要があ 「清華」 同四年の右大将任官 の家として確立 目前に迫るにと

②重盛以 としてのものにとどまる。 確認でき、 前 平家 儀礼を執行するようになっていた。 門 . の 用 途 それに対して、 面での儀礼 へ の 重盛は用 関わりは、 途を差配していたこ 用 途の大口負担者

③重盛が儀礼を執行する場面は、上卿など行事の進行役としても確認でき

では、 させようと企図していた。 るの 引退を前提とした清盛の場合とは異なり、 る。 意識が向けられていた。 を学んだ上で進行しており、 が通例だった大饗の 承安四年の右大将任官直後に勤仕した相撲節会や同五年 重盛は藤原経宗や閑院流藤原氏など他の清華家が用いた また、 実施に拘ることで、 清華の家格に到達したと可視化することに 清華家の極官である大臣昇進に際しては 任大臣節会とセットで催され 平家を清華の家として定着 Ò 花園 元 日 説 節

たものと評価しておきたい。は、以後も公卿の家として貴族社会に展開するだけの実績を積み重ねていに対する努力であったと評価でき、重盛が代表だった一一七○年代の平家以上より、重盛による儀礼の執行は、平家の家格を確立させるとの課題

されず、 これは実宗の病や息・公経の妻が源頼朝姪 西 関係しての特別な人事であったと見られ、 に昇進することはできなかった®。その大臣の位を、実宗は獲得した。  $\mathcal{O}$ 時 の確立を目指した他の貴族家によって参照されるケースもあったと考える。 月、 は、 なお、 代前期になって清華の家格を確立した。このことと関係して着目した 園寺家は、 実宗は内大臣に昇進する。 西園寺実宗・公経父子の大臣昇進である。 また翌年三月にわずか四ヶ月足らずの短期間で辞してい 清華の家格への定着を企図した重盛の動きは、 他の閑院流藤原氏 (三条家・徳大寺家) 実宗以前、 清盛の場合と同様に大饗は催 (一条能保女) であったことと 西園寺家では六代続けて大臣 元久二年 からは遅れて、 平家に遅 れて家格 五 鎌 +

同日に息・公教が内大臣に昇進した先例に倣い、後鳥羽上皇に近衛大将へミノ例」と、保元二年(一一五七)八月に三条実行が太政大臣を辞退した実宗の大臣辞退に際して、公経は「実行ノ大相国息公教内大臣ノソノカ

したい。 する。 たと見られるのである。 の定着を目指す貴族にとって、 という結果に終わるものの、 を頼る旨の発言をしたため、  $\mathcal{O}$ 生み出した先例もその一つとして参照されたのではなかろうか。後考を期 と尽力していた公経の動きを読み取ることができる贮っこの後、 管理者 任官を奏請したという。 その際、 窓の立場を平家から継承したことが指摘されており、 公経は兼宣旨を受け、 承久の乱後に幕府が口入したことで公経は内大臣に昇進 西園寺家は、 結局、 ここからは父の例外的な任大臣を継承しよう それに怒った後鳥羽により籠居が命じられる 任大臣大饗の催行は一つの指標となってい 大将 平家の滅亡後に院御厩別当。や鳥羽殿 大饗を実施していた® への任官をめぐって公経が鎌倉幕府 重盛の努力が 清華の家格 承久三年  $\widehat{\phantom{a}}$ 

位置づけられていった る。 5 荘園の本家 鳥羽〜後鳥羽院政期にかけて形成された家格を基準に貴族社会が秩序づけ る家の確立にとどまらない目的を有した動きだったと考える。 ń また、 下に諸貴族の家領は組み込まれ、 その結果 たのと時期を同じくして、 重盛が清華の家格の確立を企図したことは、 (本所) 荘園を主体的に立荘しうる上皇・女院・摂関家が立荘後 となり、 王家領・ 荘園領有体系の整備も進んでいたからであ 各家の家格に応じた領有構造をとって 摂関家領を頂点とする荘園領有体系 貴族社会内部におけ というの は、 0

師盛 盛だった。 して平家が活動するには、 カン る社 (重盛息) 清盛が福原に引退した後、 会的変動 際 が 舞 治承元年 の中 、姫を献上した際、 で、 中央政界での政治的成長や人脈づくりは不可欠 (一一七七) 十二世紀第3四 三条実房や九条兼実など他公卿家か の五節舞姫にて、 七〇年代にそれを担ったのは重 半 期における立荘推進勢力と 丹後守として平

> 点からも要請された動きだったと見られるのである。 受するまでになっている。 する中で、 力したことは、 知され援助を受けるまでに成長していたのである。 の大口負担者として登場してきた平家がの 5 重盛家への訪が確認できゃっ 家領の存続を図り、 荘園制が成立し、 それ以前、 貴族社会内で慣行化してい またその領有を確固たるものとするという それが社会体制として定着していこうと こうした負担の大きな儀礼で 貴族社会の中で公卿家として認 重盛が家格の た扶助的 確立に尽 贈与を享 は用 途

註

②髙橋昌明『清盛以前』(平凡社、二〇一一年 [初出一九八四年])。

九七年)。 ③松薗斉「武家平氏の公卿化について」(『九州史学』一一八・一一九、一

(4) 元木泰雄 九九六年]) 志決定の周辺」 年 初出 一九九三年]) 三〇三頁、 「後白河院と平氏」 四三・ (『後白河 五二頁 院 政 (『院政期政治史研究』 の研究』 下郡剛 吉川弘文館 「後白河院政期における国家意 思文閣出 九九九年 版 初 九 九六 出

(5)前掲註(3)松薗論文六一、八二~八三頁。

(6)

石母田正 論 吉川弘文館 諸段階」 岩波書店、 平氏 (安田元久先生退任記念論集刊行委員会『日本中世の諸 九八九年)、 『政権』について」(『石母田正著作集七 九八九年 初出 田中文英 九五六年])、 「高倉親政・院政と平氏政権」 上横手 古代末期政 雅 敬 平 氏 政権 **写**平 治史

九

氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年)など参照。

(15)

Ш

合康

「平家物語とその時代」

(川合康編

『平家物語

を読む』

吉川

弘文館、

九八年)、川端新『荘園制成立史の研究』(思文閣出版、二〇〇〇年)。の西谷正浩「鎌倉期における貴族の家と荘園」(『日本史研究』四二八、一九

(16)

(10) 元木泰雄『平清盛の闘い』(角川書店、 を公卿の家として確立させる必要があったと考える。 あ 宮大夫に任官した点を重視して、 る。 明 一盛が大臣昇進を果たし、 『平清盛 但し、 後述するように、 福原の夢』 (講談社、 またそれを次世代へと継続させるには、 そうした布石があったとしても、 後の大臣就任の布石だったとの指摘が 二〇〇七年)六五頁では、 二〇〇一年) 八三~八四 重盛が東 頁 実際に 平家 髙 橋

(12)清盛』(吉川弘文館、一 『兵範記』仁安二年五月十日条。 一~八三頁、 ていた可能性と、 長寛年間 八八一八、 (一一六三~六五) 前掲註10髙橋著書六九~七〇頁など。 一九七九年)、 その重盛への継承が論じられている。 九九九年)一六六~一六七頁では、 前掲註6上横手論文、 に 五味文彦 「海賊追討宣旨」と同 「平氏軍制の諸段階」 なお、 前掲註(10)元木著書八 様の宣旨が下さ 仁安二年以前 五味文彦 (『史学雑 平

(13) 『兵範記』仁安二年五月十七日条。

られている。 は『平清盛と後白河院』(角川選書、二〇一二年) 九三~九五頁にまとめは『平清盛と後白河院』(角川選書、二〇一二年) 九三~九五頁にまとめ理解

頁、前掲註①髙橋著書六八頁でも指摘されている。 就任まで予定されていたとの理解は、前掲註2五味著書一七八~一七九二○○九年)一一頁。なお、内大臣の任期が短期間のもので、太政大臣

引退後も、 に指摘がある。 白河院と平清盛」 研究』校倉書房、 出 配と貴族官人層」 『兵範記』仁安二年五月十九日・八月三十日・十二月三十日条など。 九八七年]) 清盛が国政に発言権を有していたことは、 八〇頁、 二〇〇四年 (『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、 (前掲註1)著書、 川合康 初出 「後白河院と朝廷」(『鎌倉幕府成立史 [初出二〇〇四年]) 二五~二六頁など 一九九三年]) 二九一頁、 玉井力「『院政』 二〇〇〇年 髙橋昌明 現 初 後 支 任

五日条。掲註①著書、[初出一九九八年]) 一三一頁参照。『山槐記』治承四年三月掲註①著書、[初出一九九八年]) 一三一頁参照。『山槐記』治承四年三月清盛の福原への退隠時期については、髙橋昌明「平家の館について」(前

(17)

(18) 清盛の大臣就任期間は、 二日~十八日までは高野山へ出向いており、 する先例が平家に蓄積されたとは到底考えられない。 太政大臣 の任期中は、 二月二十五日~四月六日まで厳島: 内大臣・太政大臣あわせて半年ほどであり、 清盛段階で大臣 神 社 . (7) 政 一務に関 兀 月十 特に

(19) 『玉葉』承安元年十二月二日条。

(22)

一月四日条。 前掲註10髙橋著書一二〇~一二四頁。『玉葉』承安元年十月二十三日・十前掲註10髙橋著書一二〇~一二四頁。『玉葉』承安元年十月二十三日・十

## (23)前期註(15)玉井論文九四頁。

川弘文館、二〇〇〇年 [初出一九九八年]) 一八一~五頁。24白根靖大「王朝社会秩序の中の武家の棟梁」(『中世の王朝社会と院政』吉

(35)

26 『玉葉』承安四年七月九日条。前掲註(3)松薗論文七五頁

②龍粛「六条院領と平正盛」(『平安時代』春秋社、一九六二年)。

(28)『中右記』天承二年三月十三日条。前掲註(1)五味著書一七頁。

29前掲註(1元木著書七二頁。

30前掲註10髙橋著書二九~三○、六五頁。

東京大学出版会、二〇〇八年〔初出一九九〇年〕)三四頁。31遠藤基郎「摂関家・上皇・皇族による諸国所課」(『中世王権と王朝儀礼』

い限り、言仁親王産養に関する記述は、全てこれに依拠した。32『山槐記』(『御産部類記』所収)治承二年八月二日条。以下、特に断らな

(33)本論中に挙げた受領名は、 たと考えられる御前 ることから、 されるが、『山槐記』 た受領名の先頭に 日 に抽出 条に名前が列記された順に掲載した。 した五夜分の定文には、 「敦佐」 「敦佐素計」」 物もしくは威儀御膳の所課を負担したのではない に掲載された定文の中に は定文の欠落部分 『山槐記』(『御産部類記』 の名前があり、 列記された順に名前が掲載されてい (後掲註(34)参照) なお、 「敦佐」の名前はない。 彼も定文に入れられ 彼らとともに列記され 所収) 治承二年八月 に記載されてい たと 表 カン

想定される。

して補い、【表1】には(御前物)・(威儀御膳)を付け加えて記した。五夜の定文を掲載する『忠教卿記』(『御産部類記』所収)の記載を参照34欠落部分については、保安五年(一一二四)通仁親王御産に関する三夜・

『玉葉』 した。 による春日祭使の用途の所課代行を論じたが、 掲註(31)著書) 課された点は、 た恒例行 治承二年十月十六日条。 事と言仁親王 一三五~八頁に言及がある。 遠藤基郎「五節舞姫献上・春日祭使の経営と諸国所課」 御 産儀礼との なお、 財 源 この時の の競合という点を重視し 遠藤氏はこの 本稿ではその背景にあ 春日祭使の用途が 事 例 から て言 院 諸 権 国 (前 及 力 所

(36) 『玉葉』治承二年十月十二日条

(37) 『玉葉』治承二年十月十四日条

(38) 『玉葉』治承二年十二月十五日条。

39『玉葉』『山槐記』治承三年正月六日条

(41) 【表2】「国名」欄\*印の七ケ|

(4)『山槐記』治承三年正月二十二日条

頁参照。 頁参照。 白河上皇が摂関家の先例を参照したことは、五五~六

(4)大日方克己「院政期の王権と相撲儀礼」(『古代文化』六一―三、二〇〇九

『吉記』承安四年三月十一日条。相撲節会の準備については、野口実「相

(45)

年)。

文館、 撲人と武士」(中世東国 九八八年)、 二〇〇八年 一九九三年)、大日方克己 山中裕 [初出一九九三年]) 「後白河天皇時代の年 [史研究会編 「相撲節」 『中世 を参照した。 東 (『古代国家と年中行事』 国 中行事」 の研究』 (『後白河院』 東京大学出版会、 吉川 講 談 弘

(46) 『玉葉』承安四年三月二十六日条。

三七八七号)などで確認できる。○五号)、安元三年四月日「右近衛府政所下文」桑幡文書、『平安遺文』たことが、安元元年八月日「右近衛府牒」(桑幡文書、『平安遺文』三七頃なお、相撲人の管理が、これ以後も年預や近衛府官人によって担われてい

(57)

世朝廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二○○七年[初出一九九九年])世朝廷儀式書成立史の研究』勉誠出版、二○○七年[初出一九九九年])(『中48前掲註3)松薗論文、細谷勘資「中御門(大炊御門)経宗の儀式作法」(『中

(49] 『玉葉』承安四年十月八日条。

(50)家と権-を参照 師 長 0 作法の性格については、 五 校倉書房、 樋 年 I健太郎 [初出二〇〇五年]) 「藤原師長論」 一九六~一 (『中世摂関家の 九 八頁

(51) 『玉葉』承安四年七月二十七日条。

うまえ。 ②田島公「源有仁編の儀式書の伝来とその意義」(『史林』七三―三、一九九

(53) 捐註(48) 細谷論文。

(54) 細谷勘資 遠 年 論 説 集 小川 との差異については、 権力と文化』 「摂関家の儀式作法と松殿基房」 剛生 「知と血 森話社、 摂関家の公事の説をめぐって」 平藤幸 二〇〇一年)。 藤原経宗の口伝」 (前掲註(48)著書、 なお、 摂関家の作法と (小原仁編 初出 (『院政期文化 九 尾玉 九四 花

葉』を読む』勉誠出版、二○一三年)四○三頁でも言及されている。

(55) 『玉葉』承安四年十二月十五日条。

(56)

兀 遠 『愚昧 説 九~二五五頁で指摘されている。 記 を経宗からも習得しようとしていたことは 承安四年八月一 一日条。 三条実房が、 父 公教から 前 掲註 (48)細 承 谷 論文二 た 花

前 頁 佐守宗実死給事」を参照 掲 兀 註 (48) 『吾妻鏡』 九〇頁。 細谷論文。 藤原 文治元年十二月十七日条、 平 源有房についての記述は、 宗実に つい て の記述は、 延慶本 『尊卑分脉』 『尊卑 『平家物語 -分脉』 第三 第六 第四 編 [編三五 末 匹 八九

該当する。 「玉葉』仁安三年正月一日条。なお、藤原隆季(四条家)の家格は羽林に

弘文館、二〇一〇年)。 弘文館、二〇一〇年)。 弘文館、二〇一〇年)。 弘文卿の『見物』」(『平安宮廷の儀礼文化』吉川

60『玉葉』承安二年正月十四日条。

(61) 『愚昧記』承安二年正月一日条。

62南殿の東階辺が内弁作法を見物する際の定例の場であったことは、前掲

(59)末松論文二九四頁を参照。

(3)『玉葉』承安五年正月三日条。なお、同二日条にも同様の記載があ

(64) 『玉葉』仁安三年正月十六日条。

九三年])。 九三年])。 九三年])。

(66)なお重盛は、 殊事 」く勤仕している 安元 年  $\widehat{\phantom{a}}$ (『玉葉』 七 초 正月 正月十六日条)。 十五 日 1の踏 歌節会でも、 内 |弁を 無

- 67『愚昧記』安元三年二月十日条。
- 68『玉葉』安元三年二月十日条。
- (69)『百錬抄』仁安二年二月十一日条。

いる。なお、両人ともに近衛大将の経験は確認できない。
→任右大臣、②天禄三年(九七二)藤原兼通→任内大臣、が挙げられて仁安元年十一月十日条には、先例として①安和二年(九六九)藤原在衡70清盛が内大臣に昇進した際、大饗を催さなかった点について、『兵範記』

(72)前掲註71神谷論文によると、平安後期には、 (71) 神谷正昌 邊誠 饗沿革考」(『史人』三、二〇一一年) も参照 や太政大臣 は右大臣から左大臣 「大臣大饗と太政官」 「任大臣大饗の成立と意義」 への昇進時には への転任時には行われなかったものの、 (『九州史学』 一五六、 一般に催されていた。 (『国史学』 一六七、 内大臣から左・右大臣、 二〇一〇年)・「大臣大 この点については、 九九九年)。 大臣初任 もし 渡

(73) 『玉葉』 安元三年二月七日・二十九日条。

(74)雅 藤原家通 時忠・中 隆 条には、 大納言三条実房 愚昧記』『顕広王記』安元三年三月五日条。 職 などが出席したことが確認できる。 納 言藤原 -山忠親 大饗に参 藤原頼. 派惟基 藤原 定 権大納言藤原邦綱、 加した人物の交名が載せられている。 源師家、 成範 権右中弁平親宗、 平 頼 大外記清原頼業 盛 源雅頼 権中納言平宗盛 左少弁藤原兼光、 なお、『玉葉』同年三月六日 ·藤原実綱、 中 原師 ・花山院兼雅 それによると、 尚 右少弁藤原光 参議平教盛 大夫史小槻 平

とを示しているのではないか。この点は、福原移住後の清盛の評価にも清盛が平家の家格を清華にまで引き上げることを構想していなかったこ15重盛の任大臣大饗をめぐる清盛・重盛の見解の相違は、安元三年段階でも、

関わるものと考えられるため、後考を期したい。

親族』吉川弘文館、一九九六年)一〇五頁。(『日本中世の家との高橋秀樹「貴族層における中世的『家』の成立と展開」(『日本中世の家と

77前掲註20橋本論文一〇八頁、前掲註16玉井論文八四頁

(78)前掲註(24)白根論文。

(79) 『玉葉』治承二年二月八日条。

『玉葉』治承二年二月二十日条

(80)

(81) 『玉蘂』建暦二年十二月八日条

論じている。 この事例などをあげながら後鳥羽が清華家の昇進体制を整備したことをお、前掲註25佐伯論文「中世貴族社会における家格の成立」二四頁では、九六七年。以下、『愚管抄』と略記)「巻第六 順徳」三〇八~九頁。な8岡見正雄・赤松俊秀編『日本古典文学大系八六 愚管抄』(岩波書店、一

一、二六六頁)、『愚管抄』「巻第二 今上」一二五頁。83『承久三年四年日次記』承久三年閏十月十日条(『大日本史料』第五三

86前掲註(7)西谷論文、前掲註(7)川端著書。

(85)

大村拓生

「中世前期の鳥羽と淀」

(『日本史研

瓷

四五九、二〇〇〇年)。

(87) 『愚昧記』治承元年十一月十八日条、『玉葉』治承元年十一月十

九日

条

(88) 仁安二 上している  $\mathcal{O}$ 選定につき諮問が 年 (一一六七) (『兵範記』十一月十三日条)。 かり 0) 五節舞姫では、 (『兵範記』 八月三十日条)、 後白河上皇から清盛に舞姫献 若狭守平経 が献 上者

編之